

京都市建築基準法施行細則 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>京都市建築基準法施行細則 (略) (確認申請書の添付図書)</p> <p>第3条 確認の申請をしようとする場合において、建築物、建築物の敷地又は工作物が次の各号のいずれかに該当するときは、確認申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するとき 工場及び危険物調書</p> <p>(2) し尿浄化槽を設け、又は既設のし尿浄化槽を使用するとき し尿浄化槽概要書及びし尿浄化槽からの放流水の排水経路図</p> <p>(3) 汚物処理場、ごみ焼却場その他令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途に供する建築物で、令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において新築し、増築し、又は用途を変更するとき 処理施設の処理能力を証する図書</p> <p>(4) 都市計画区域内において、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア 建築基準条例第6条第2項第1号の規定の適用を受けるとき 建築基準条例第5条第3項に規定する特別許可建築物であることを証する書面</p> <p>イ 建築基準条例第6条第2項第2号アの規定の適用を受けるとき 同号に規定する現に存する建築物（現に建築の工事中の</p>	<p>京都市建築基準法施行細則 (略) (確認申請書の添付図書)</p> <p>第3条 確認の申請をしようとする場合において、建築物、建築物の敷地又は工作物が次の各号のいずれかに該当するときは、確認申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するとき 工場及び危険物調書</p> <p>(2) し尿浄化槽を設け、又は既設のし尿浄化槽を使用するとき し尿浄化槽概要書及びし尿浄化槽からの放流水の排水経路図</p> <p>(3) 汚物処理場、ごみ焼却場その他令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途に供する建築物で、令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において新築し、増築し、又は用途を変更するとき 処理施設の処理能力を証する図書</p> <p>(4) 都市計画区域内において、建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書</p> <p>ア <u>建築基準条例第6条ただし書の規定の適用を受けるとき</u> 建築基準条例第5条第3項に規定する特別許可建築物であることを証する書面</p> <p>イ <u>建築基準条例第43条の4第3項第1号の規定の適用を受けるとき</u> 同号に規定する現に存する建築物（現に建築の工事</p>

ものを含む。以下「基準時建築物」という。)の床面積を証する書面

ウ 建築基準条例第6条第2項第2号イの規定の適用を受けるとき 同号イの規定による認定を受けたことを証する書面

(5) 高さが2メートルを超えるがけに近接して建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書

ア 建築基準条例第7条第1号の規定の適用を受けるとき 宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面

イ 建築基準条例第7条第2号の規定の適用を受けるとき 省令第3条第1項の表1に掲げる図書(付近見取図又は配置図に明示すべき事項を省令第1条の3第1項の規定により添付する付近見取図又は配置図に明示した場合にあっては、付近見取図又は配置図を除く。)その他擁壁の構造が安全上支障がないことを明示した図書

ウ 建築基準条例第7条第3号の規定の適用を受けるとき がけの地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当することを証する図書

エ 建築基準条例第7条第4号の規定の適用を受けるとき 建築物の構造が安全上支障がないことを明示した図書

(略)

ものを含む。以下「基準時建築物」という。)の床面積を証する書面

ウ 建築基準条例第43条の4第3項第2号の規定の適用を受けるとき 同号の規定による認定を受けたことを証する書面

(5) 高さが2メートルを超えるがけに近接して建築物を建築するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる図書

ア 建築基準条例第7条第1号の規定の適用を受けるとき 宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面

イ 建築基準条例第7条第2号の規定の適用を受けるとき 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されていることを明示した図書

ウ 建築基準条例第7条第3号の規定の適用を受けるとき 省令第3条第1項の表1に掲げる図書(付近見取図又は配置図に明示すべき事項を省令第1条の3第1項の規定により添付する付近見取図又は配置図に明示した場合にあっては、付近見取図又は配置図を除く。)その他擁壁の構造が安全上支障がないことを明示した図書

エ 建築基準条例第7条第4号の規定の適用を受けるとき がけの地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当することを証する図書

オ 建築基準条例第7条第5号の規定の適用を受けるとき 建築物の構造が安全上支障がないことを明示した図書

(略)

(確認申請の取下げ)

第6条 確認の申請をした者は、確認済証又は法第6条第13項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、確認申請等取下げ・工事取りやめ届を建築主事に提出しなければならない。

(略)

(条例等の規定による許可又は認定の申請)

第10条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、条例等の規定による許可・認定申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)原谷特別工業地区建築条例(以下「原谷条例」という。)第3条第1項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西陣特別工業地区建築条例(以下「西陣条例」という。)第4条第1項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区)建築条例(以下「京都御苑条例」という。)第3条第1項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)職住共存特別用途地区建築条例(以下「職住共存条例」という。)第3条ただし書若しくは第4条第3項第3号若しくは第4号又は京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例(以下「御池通沿道条例」という。)第4条第1項ただし書の規定による許可 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書
- (2) 法第3条第1項第4号又は令第115条の2第1項第4号の

(確認申請の取下げ)

第6条 確認の申請をした者は、確認済証又は法第6条第7項(法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)に規定する通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、確認申請等取下げ・工事取りやめ届を建築主事に提出しなければならない。

(略)

(条例等の規定による許可又は認定の申請)

第10条 次の各号に掲げる許可又は認定を受けようとする者は、条例等の規定による許可・認定申請書の正本及び副本にそれぞれ当該各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)原谷特別工業地区建築条例(以下「原谷条例」という。)第3条第1項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)西陣特別工業地区建築条例(以下「西陣条例」という。)第4条第1項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)特別用途地区(京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区)建築条例(以下「京都御苑条例」という。)第3条第1項ただし書、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)職住共存特別用途地区建築条例(以下「職住共存条例」という。)第3条ただし書若しくは第4条第3項第3号若しくは第4号又は京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)御池通沿道特別商業地区建築条例(以下「御池通沿道条例」という。)第4条第1項ただし書の規定による許可 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書
- (2) 法第3条第1項第4号又は令第115条の2第1項第4号の

<p>規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書</p> <p>(3) 建築基準条例第3条第1項各号又は第2項の規定による認定 別表第2 1の項に掲げる図書</p> <p>(4) 建築基準条例第5条第4項の規定による認定 別表第2 1の項及び4の項に掲げる図書、法の施行の日において現に建築物が存した敷地であることを証する図書、当該建築物又は従前の建築物の用途を証する図書その他市長が必要と認める図書</p> <p>(5) 建築基準条例第6条第2項第2号イの規定による認定 別表第2 1の項、2の項及び4の項に掲げる図書並びに基準時建築物の床面積を証する図書</p> <p>(6) 建築基準条例第27条の規定による認定 市長がその都度定める図書</p> <p>(7) 建築基準条例第43条の2第1項又は第2項の規定による認定 別表第2 1の項、2の項及び5の項に掲げる図書</p> <p>(略)</p> <p>(路地状部分のみで道路に接する敷地における特殊建築物の建築制限に関する特例)</p> <p>第19条の4 建築基準条例第9条第2項第3号に規定する別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 前条の基準を満たすこと。</p> <p>(以下略)</p>	<p>規定による認定 別表第2 1の項及び2の項に掲げる図書</p> <p>(3) 建築基準条例第3条第1項各号又は第2項の規定による認定 別表第2 1の項に掲げる図書</p> <p>(4) 建築基準条例第5条第4項の規定による認定 別表第2 1の項及び4の項に掲げる図書、法の施行の日において現に建築物が存した敷地であることを証する図書、当該建築物又は従前の建築物の用途を証する図書その他市長が必要と認める図書</p> <p>【新(7)へ。条ズレにより、号の並びに変更が生じたため。】</p> <p><u>(5) 建築基準条例第27条の規定による認定 市長がその都度定める図書</u></p> <p><u>(6) 建築基準条例第43条の2第1項又は第2項の規定による認定 別表第2 1の項、2の項及び5の項に掲げる図書</u></p> <p><u>(7) 建築基準条例第43条の4第3項第2号の規定による認定 別表第2 1の項、2の項及び4の項に掲げる図書並びに基準時建築物の床面積を証する図書</u></p> <p>(略)</p> <p>(路地状部分のみで道路に接する敷地における特殊建築物の建築制限に関する特例)</p> <p>第19条の4 建築基準条例第9条第2項第3号に規定する別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 前条<u>第1項</u>の基準を満たすこと。</p> <p>(以下略)</p>
--	---